

福井県丹南広域組合職員の育児休業等に関する条例施行規則

平成12年 3月10日規則第3号
改正 平成17年10月 1日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県丹南広域組合職員の育児休業等に関する条例(平成12年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等)

第2条 条例の施行に関しては、職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成17年越前市規則第36号)の例による。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第3号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。